

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年7月16日提出
【計算期間】	第2期中(自 2025年10月21日至 2026年4月20日)
【ファンド名】	あおぞら・新グローバル分散ファンド（限定追加型）2 0 2 4 - 1 0
【発行者名】	あおぞら投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 奥田 哲二
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町六丁目 1 番地 1
【事務連絡者氏名】	長瀬 博子
【連絡場所】	東京都千代田区麹町六丁目 1 番地 1
【電話番号】	03-6752-1050
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

以下は2026年 4月30日現在の運用状況であります。

投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

また、各投資比率の合計は端数処理の関係上、100%にならない場合があります。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	アイルランド	4,643,319,515	96.22
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	182,283,715	3.77
合計（純資産総額）		4,825,603,230	100.00

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（2025年10月20日）	40,390,819,021	40,390,819,021	1.0644	1.0644
2025年 4月末日	38,437,181,729	—	0.9705	—
5月末日	39,281,835,650	—	0.9921	—
6月末日	39,904,276,033	—	1.0093	—
7月末日	40,599,523,665	—	1.0322	—
8月末日	40,662,941,661	—	1.0392	—
9月末日	40,452,655,880	—	1.0552	—
10月末日	40,003,416,138	—	1.0868	—
11月末日	40,050,245,115	—	1.1000	—
12月末日	40,137,790,214	—	1.1118	—
2026年 1月末日	39,759,449,277	—	1.1294	—
2月末日	18,476,744,833	—	1.1451	—
3月末日	7,676,687,121	—	1.1332	—
4月末日	4,825,603,230	—	1.1340	—

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2024年10月31日～2025年10月20日	0.0000
当中間期	2025年10月21日～2026年 4月20日	—

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2024年10月31日～2025年10月20日	6.4
当中間期	2025年10月21日～2026年 4月20日	7.1

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

2【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2024年10月31日～2025年10月20日	39,778,926,101	1,833,518,856
当中間期	2025年10月21日～2026年 4月20日	—	33,006,921,029

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

3【ファンドの経理状況】

（１）本ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）本ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第２期中間計算期間（2025年10月21日から2026年4月20日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

【あおぞら・新グローバル分散ファンド（限定追加型）2024 - 10】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 2025年10月20日現在	第2期中間計算期間 2026年 4月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	632,879,872	766,616,900
投資証券	40,133,686,133	5,469,985,098
未収利息	6,068	12,601
流動資産合計	40,766,572,073	6,236,614,599
資産合計	40,766,572,073	6,236,614,599
負債の部		
流動負債		
未払解約金	166,035,829	442,550,277
未払受託者報酬	5,223,082	4,199,530
未払委託者報酬	203,699,945	157,492,659
その他未払費用	794,196	836,434
流動負債合計	375,753,052	605,078,900
負債合計	375,753,052	605,078,900
純資産の部		
元本等		
元本	37,945,407,245	4,938,486,216
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	2,445,411,776	693,049,483
（分配準備積立金）	2,406,346,540	313,183,030
元本等合計	40,390,819,021	5,631,535,699
純資産合計	40,390,819,021	5,631,535,699
負債純資産合計	40,766,572,073	6,236,614,599

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 自 2024年10月31日 至 2025年 4月30日	第2期中間計算期間 自 2025年10月21日 至 2026年 4月20日
営業収益		
受取配当金	528,658,183	408,861,889
受取利息	661,410	6,193,252
有価証券売買等損益	1,565,233,452	2,600,667,833
営業収益合計	1,035,913,859	3,015,722,974
営業費用		
受託者報酬	4,421,581	4,199,530
委託者報酬	172,441,539	157,492,659
その他費用	780,032	836,434
営業費用合計	177,643,152	162,528,623
営業利益又は営業損失（ ）	1,213,557,011	2,853,194,351
経常利益又は経常損失（ ）	1,213,557,011	2,853,194,351
中間純利益又は中間純損失（ ）	1,213,557,011	2,853,194,351
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	3,287,517	2,478,412,190
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	2,445,411,776
剰余金増加額又は欠損金減少額	40,951,059	-
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	40,951,059	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	175,532	2,127,144,454
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	175,532	2,127,144,454
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,169,493,967	693,049,483

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資証券の収益分配落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期 2025年10月20日現在	第2期中間計算期間 2026年 4月20日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 37,945,407,245口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 4,938,486,216口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0644円 (10,000口当たり純資産額) (10,644円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1403円 (10,000口当たり純資産額) (11,403円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

期別 項目	第1期 2025年10月20日現在	第2期中間計算期間 2026年 4月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価の差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価の差額はありません。
2. 時価の算定方法	有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	有価証券 売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	第1期 自 2024年10月31日 至 2025年10月20日	第2期中間計算期間 自 2025年10月21日 至 2026年 4月20日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	6,545,872,527円	37,945,407,245円
期中追加設定元本額	33,233,053,574円	-円
期中一部解約元本額	1,833,518,856円	33,006,921,029円

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

2026年4月末現在
 資本金の額 : 5億円
 発行する株式の総数 : 45,000株
 発行済株式総数 : 18,000株
 過去５年間ににおける主な資本金の増減 : 2025年8月1日 資本金5億円に増資

（２）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業および第二種金融商品取引業を行っています。

なお、2026年4月末現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	43	562,300,691,607
単位型株式投資信託	7	7,877,184,463
合計	50	570,177,876,070

（３）【その他】

（１）定款の変更等

あおぞら投信株式会社は、2026年4月1日にあおぞら証券株式会社を吸収合併しました。なお、商号の変更は生じません。

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

5【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

期別		前事業年度末 (2025年 3月31日現在)		当事業年度末 (2026年 3月31日現在)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金	2		1,932,863		2,624,293
前払費用			3,595		38,537
未収委託者報酬			1,707,727		1,929,407
未収入金			-		55,254
流動資産計			3,644,186		4,647,494
固定資産					
有形固定資産	1		18,454		17,299
建物		18,006		17,027	
器具備品		447		271	
無形固定資産			13,750		8,750
ソフトウェア		13,750		8,750	
投資その他の資産			46,703		59,051
長期前払費用		-		800	
繰延税金資産		46,562		58,110	
敷金差入保証金		141		141	
固定資産計			78,907		85,100
資産合計			3,723,093		4,732,594
(負債の部)					
流動負債					
未払金			1,052,600		1,355,386
未払手数料	2	882,402		1,004,992	
その他未払金	2	170,197		350,393	
未払費用			23,088		41,268
未払法人税等			157,658		55,839
未払消費税等			25,616		51,755
預り金			24,749		12,910
賞与引当金			63,504		63,087
資産除去債務			-		23,133
流動負債計			1,347,218		1,603,380
固定負債					
資産除去債務			22,947		-
固定負債計			22,947		-
負債合計			1,370,166		1,603,380
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			450,000		500,000
資本剰余金			450,000		400,000
資本準備金		450,000		400,000	
利益剰余金			1,452,927		2,229,214
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		1,452,927		2,229,214	

純資産合計		2,352,927	3,129,214
負債・純資産合計		3,723,093	4,732,594

（２）【損益計算書】

期別		前事業年度 （自 2024年4月 1日 至 2025年 3月31日）		当事業年度 （自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日）	
科目	注記 番号	内訳 （千円）	金額 （千円）	内訳 （千円）	金額 （千円）
営業収益					
委託者報酬		4,000,942		4,683,966	
営業収益計			4,000,942		4,683,966
営業費用					
支払手数料	2	2,076,089		2,429,605	
支払投資顧問料		12,879		34,456	
広告宣伝費		34,041		29,210	
調査費		64,406		55,991	
委託計算費		120,159		190,615	
営業雑経費		116,359		137,761	
通信費		6,398		7,033	
印刷費		107,452		128,200	
協会費		2,509		2,528	
営業費用計			2,423,936		2,877,640
一般管理費					
給料	2	459,738		490,229	
役員報酬		75,399		72,936	
給料・手当		286,675		302,163	
役員賞与		-		23,712	
賞与		34,159		35,313	
賞与引当金繰入額		63,504		56,104	
法定福利費	2	50,773		53,254	
採用費		7,837		2,706	
福利厚生費		1,024		967	
交際費		4,013		5,340	
寄付金		20		5,320	
会議費		12,351		2,635	
旅費交通費		17,142		17,696	
租税公課		21,479		25,639	
不動産賃借料	2	28,834		28,754	
賃借料	2	8,181		9,965	
固定資産減価償却費	1	6,229		6,262	
資産除去債務利息費用		183		185	
支払報酬料		14,063		11,024	
消耗品費		1,403		591	
外注費		3,996		3,996	
保守修理費		5,854		7,237	
保険料		993		1,013	
送金手数料		6,400		7,564	
一般管理費計			650,523		680,387
営業利益			926,482		1,125,939
営業外収益					
受取利息	2	462		2,657	
雑収入		524		1,029	
営業外収益計			987		3,686
経常利益			927,470		1,129,625
税引前当期純利益			927,470		1,129,625
法人税、住民税及び事業税	2		296,105		364,886
法人税等調整額			10,413		11,548
当期純利益			641,777		776,287

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	450,000	450,000	450,000	811,149	811,149	1,711,149	1,711,149
当期変動額							
当期純利益				641,777	641,777	641,777	641,777
当期変動額合計	-	-	-	641,777	641,777	641,777	641,777
当期末残高	450,000	450,000	450,000	1,452,927	1,452,927	2,352,927	2,352,927

当事業年度（自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	450,000	450,000	450,000	1,452,927	1,452,927	2,352,927	2,352,927
当期変動額							
当期純利益				776,287	776,287	776,287	776,287
資本剰余金から 資本金への振替	50,000	50,000	50,000	-	-	-	-
当期変動額合計	50,000	50,000	50,000	776,287	776,287	776,287	776,287
当期末残高	500,000	400,000	400,000	2,229,214	2,229,214	3,129,214	3,129,214

重要な会計方針

1．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物については、定額法を採用しております。器具備品については、主に定率法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～30年
器具備品	3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
自社利用のソフトウェア 5年

2．賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する額を計上しております。

3．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

当社は、投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。当該報酬は投資信託の信託期間にわたり収益として認識しております。

4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) グループ通算制度の適用

当社は、株式会社あおぞら銀行を通算親会社とするグループ通算制度を適用しており、当制度を前提とした会計処理を行っております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1．有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2025年 3月31日現在)	当事業年度 (2026年 3月31日現在)
有形固定資産の減価償却累計額	7,272千円	8,535千円

2. 関係会社に対する資産・負債

	前事業年度 (2025年 3月31日現在)	当事業年度 (2026年 3月31日現在)
流動資産		
預金	436,001千円	1,553,803千円
流動負債		
未払手数料	264,667	245,105
その他未払金	162,668	327,049

(損益計算書関係)

1. 減価償却実施額

	前事業年度 (2025年 3月31日現在)	当事業年度 (2026年 3月31日現在)
有形固定資産	1,229千円	1,262千円
無形固定資産	5,000	5,000

2. 関係会社に対する事項

	前事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日)
支払手数料	626,298千円	639,853千円
給料	139,944	155,298
法定福利費	19,223	21,268
不動産賃借料	28,834	28,754
賃借料	7,099	8,028
受取利息	275	1,763
法人税、住民税及び事業税	131,641	293,555

当該金額は、グループ通算制度により、通算親会社と授受する金額であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	18,000株	-	-	18,000株

当事業年度（自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	18,000株	-	-	18,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社が事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有資産と分別管理されており、当該報酬は、計理上毎日の未払費用として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクはありません。また、未収入金に係る顧客の信用リスクについては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、リスク低減を図っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2025年 3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額

(1) 未収委託者報酬	1,707,727	1,707,727	-
資産計	1,707,727	1,707,727	-
(1) 未払手数料	882,402	882,402	-
(2) その他未払金	170,197	170,197	-
負債計	1,052,600	1,052,600	-

当事業年度（2026年 3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 未収委託者報酬	1,929,407	1,929,407	-
(2) 未収入金	55,254	55,254	-
資産計	1,984,662	1,984,662	-
(1) 未払手数料	1,004,992	1,004,992	-
(2) その他未払金	350,393	350,393	-
負債計	1,355,386	1,355,386	-

（注1）「現金・預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2025年 3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 未収委託者報酬	1,707,727	-
合計	1,707,727	-

当事業年度（2026年 3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 未収委託者報酬	1,929,407	-
(2) 未収入金	55,254	-
合計	1,984,662	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2026年 3月31日現在）

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2026年 3月31日現在）

区分	時価（単位：千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
未収委託者報酬	-	1,929,407	-	1,929,407
未収入金	-	55,254	-	55,254
資産計	-	1,984,662	-	1,984,662
未払手数料	-	1,004,992	-	1,004,992
その他未払金	-	350,393	-	350,393
負債計	-	1,355,386	-	1,355,386

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

未収委託者報酬及び未収入金

この時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

未払手数料及びその他未払金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分

類しております。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年 3月31日現在)	当事業年度 (2026年 3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払費用	7,069	13,007
未払賞与	9,299	10,325
賞与引当金	19,444	19,885
資産除去債務	7,026	7,291
未払事業税	8,710	12,369
繰延税金資産合計	51,551	62,879
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	4,989	4,769
繰延税金負債合計	4,989	4,769
繰延税金資産(負債)の純額	46,562	58,110

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年 3月31日現在)	当事業年度 (2026年 3月31日現在)
実効税率	30.6%	31.5%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.2
住民税均等割	0.0	0.0
その他	0.0	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.8%	31.3%

3．法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、株式会社あおぞら銀行を通算親会社とするグループ通算制度を適用しており、当制度を前提とした会計処理を行っております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から360箇月と見積り、割引率は0.808%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)	当事業年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)
期首残高	22,763	22,947
時の経過による調整額	183	185
期末残高	22,947	23,133

（セグメント情報等）

前事業年度（自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日）

1．セグメント情報

当社は金融商品取引業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日）

1. セグメント情報

当社は金融商品取引業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

（単位：千円）

区分	前事業年度 （自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日）	当事業年度 （自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日）
営業収益	4,000,942	4,683,966
うち委託者報酬	4,000,942	4,683,966
公募投資信託から生じるもの	3,849,901	4,522,455
私募投資信託から生じるもの	151,041	161,511

2. 収益を理解するための基礎となる情報

(1) 契約及び履行義務に関する情報

当社は、投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等について、履行義務を負っています。委託者報酬額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに受け取ります。

(2) 取引価格の算定に関する情報

委託者報酬の金額は、信託期間を通じて毎日、投資信託の日々の純資産総額に対する一定の固定料率を乗じて計算されます。

(3) 履行義務の充足時点に関する情報

当社の日々のサービス提供時に、信託期間の経過とともに一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該報酬は投資信託の信託期間にわたり収益として認識しております。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記に当たっては、実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	(株)あおぞら銀行	東京都千代田区	1,259	銀行業	被所有直接100%	役員の受入 出向者の受入 事務代行 グループ通算 制度親会社への 支払 出向者負担金 機器の賃借	税額のうちグループ通算制度親会社への支払	131,641	その他未払金	131,641
							出向者負担金	159,168	その他未払金	30,370
							賃借料	7,099	その他未払金	656
							代行手数料	626,298	未払手数料	264,667

当事業年度（自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	(株)あおぞら銀行	東京都千代田区	1,259	銀行業	被所有直接100%	役員の受入 出向者の受入 事務代行 グループ通算 制度親会社への 支払 出向者負担金 機器の賃借	税額のうちグループ通算制度親会社への支払	293,555	その他未払金	293,555
							出向者負担金	176,566	その他未払金	32,758
							賃借料	8,028	その他未払金	735
							代行手数料	639,853	未払手数料	245,105

(イ)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前事業年度（自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
----	--------	-----	--------------	-------	-------------------	-----------	-------	----------	----	----------

同一の親会社を持つ会社	あおぞら証券(株)	東京都千代田区	30	金融商品取引業	なし	事務代行	代行手数料	76,028	未払手数料	7,408
-------------	-----------	---------	----	---------	----	------	-------	--------	-------	-------

当事業年度（自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	あおぞら証券(株)	東京都千代田区	30	金融商品取引業	なし	出向者の受入	出向者負担金	1,544	-	-
						事務代行	代行手数料	69,819	未払手数料	5,281

(注) 1. 上記(ア)～(イ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 出向者負担金については、出向元の給料基準に基づいて金額を決定しております。

(2) 代行手数料については、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

(株)あおぞら銀行（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)	当事業年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)
1株当たり純資産額	130,718.18円	173,845.24円
1株当たり当期純利益金額	35,654.32円	43,127.06円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)	当事業年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)
当期純利益(千円)	641,777	776,287
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	641,777	776,287
普通株式の期中平均株式数(株)	18,000	18,000

(重要な後発事象)

(重要な合併)

当社は、2026年4月1日をもって、親会社である株式会社あおぞら銀行の100%子会社のあおぞら証券株式会社を吸収合併いたしました。

1. 吸収合併の概要

(1) 合併の目的

本合併は株式会社あおぞら銀行の新中期経営計画の施策として実施するものです。あおぞら投信株式会社とあおぞら証券株式会社が統合することで、それぞれが取り組んできた金融機関向けビジネスの営業力強化を実現します。

本合併後、個人向け公募投信ビジネスにおいては、地域金融機関から証券会社にも販売網を拡充し、預り資産の拡大を目指します。地域金融機関を中心とする機関投資家のお客さま向け私募投信ビジネスにおいては、資産運用業と証券業が統合した製販一体の強みを活かし、お客さまへ付加価値の高い商品提供を進めます。

加えて、証券化商品・債券系商品の販売も強化することで、あおぞら銀行グループの資産流動化ビジネス推進の一翼も担っていきます。

(2) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

存続会社の名称 あおぞら投信株式会社
事業の内容 投資運用業務
消滅会社の名称 あおぞら証券株式会社
事業の内容 金融商品取引業務

事業規模（2026年3月期）

売上高	240,629千円
当期純利益	550,104千円
資本金	3,000,000千円
資産	12,982,918千円
負債	867,666千円
純資産	12,115,252千円

(3) 企業結合の法的形式

あおぞら投信株式会社を存続会社とする吸収合併方式であり、あおぞら証券株式会社は効力発生日をもって解散します。なお、株式会社あおぞら銀行は、本合併を無対価とし、存続会社は消滅会社の事業を承継します。

(4) 合併後企業の名称

あおぞら投信株式会社

(5) 合併に係る割当ての内容

あおぞら証券株式会社は、親会社である株式会社あおぞら銀行の100%子会社であるため、本合併による新株式の発行、資本金の増加及び合併交付金の交付はありません。

(6) 引き継ぐ資産・負債の額

あおぞら証券株式会社は、2026年3月31日における貸借対照表その他同日における計算書類を基礎とした、一切の資産・負債及び権利義務を合併効力発生日においてあおぞら投信株式会社に引き継ぎます。

(7) 合併の日程

取締役会決議日	2025年9月29日
合併契約締結日	2025年9月30日
株主総会承認日	2026年1月23日
合併効力発生日	2026年4月1日

2. 会計処理の概要

本合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等として会計処理を行う予定であります。

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

あおぞら投信株式会社
取締役会 御 中有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 杉 浦 栄 亮
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているあおぞら投信株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あおぞら投信株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項 - 重要な後発事象

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2026年4月1日をもって、親会社である株式会社あおぞら銀行の100%子会社のあおぞら証券株式会社を吸収合併している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年7月3日

あおぞら投信株式会社
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 杉浦 栄亮
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているあおぞら・新グローバル分散ファンド（限定追加型）2024-10の2025年10月21日から2026年4月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、あおぞら・新グローバル分散ファンド（限定追加型）2024-10の2026年4月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年10月21日から2026年4月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、あおぞら投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

あおぞら投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。